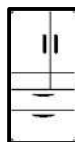


令和7年度(2025年度)

省エネ性能★★★★☆3.0



越谷市 省エネ家電買換促進補助金

越谷市は、ゼロカーボンシティの実現に向け、市内の店舗等において省エネ家電への買換え購入を行う方に対し、補助金を交付します。申請書は、市ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/kankyo/kankyoseisaku/kaden2025.html



1. 申請期間〔先着順〕

令和7年(2025年)5月26日(月)8:30~6月27日(金)17:15 必着

- ◆ 土日・祝日を除く 8:30~17:15 ◆ 提出書類に不備がある場合、受付不可。
- ◆ 先着順のため、予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内であっても受付を終了します。
- ◆ 受付期間内に予算の範囲を超える申請があった場合は、超えた日に到着した交付申請書(不備があるものを除く)の中から、抽選により交付対象者等を決定します。なお、電子申請の場合は、17:15 までの申請を当日の申請とし、17:16 以降の申請は、翌日の申請として取り扱います。
- ◆ 受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付できかねますので予めご了承ください。

予算額 **2,500万円**

2. 申請先

① 窓 口

環境政策課窓口 (越谷市役所第三庁舎 4 階)

◆ 5月26日(月)~27日(火)の2日間は混雑が予想されるため、別会場 越谷市役所 エントランス棟 会議室2-1を受付窓口とします。

② 郵 送

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷 4-2-1 環境政策課 省エネ補助金窓口

◆ 郵送状況が確認できる方法(簡易書留又はレターパックプラス)で送付してください。

③ 電子申請

市ホームページより、電子申請してください。

5月26日(月)8:30より受付を開始します。

<https://apply.e-tumo.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList.detail?tempSeq=88904>



待ち時間なく
おすすめ

3. 補助対象者(次の①~③をすべて満たす方)

- ① 申請書提出時点で越谷市内に住所を有する方。
(1世帯1台まで。1世帯で複数の申請は不可。エアコンと冷蔵庫の同時申請は不可。)
- ② 交付決定後から令和8年2月15日までに補助対象機器を購入及び自らが居住する住宅へ設置する方。
- ③ 市税等(市民税及び県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税並びに国民健康保険税)の滞納がない方。

4. 補助対象機器

次の基準を満たす省エネ性能の高いエアコンまたは冷蔵庫



- ① 統一省エネルギーラベル多段階評価点 **3つ星(3.0)以上**
- ② 越谷市内の店舗等で購入し、自らが居住する住宅に設置してある既設のエアコンまたは冷蔵庫から買換えにより、設置するもの。
 - ◆ 交付決定後に購入するもの。**交付決定前に購入した場合は対象外。**
 - ◆ 新規の購入は対象外。
 - ◆ 中古品やリース品、修繕等は対象外。
 - ◆ 市外の店舗等で購入したものは対象外。
 - ◆ 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度を活用している機器は対象外。

多段階評価点や対象となる省エネ性能の高い機器は「**省エネ型製品情報サイト**」でご確認ください。 <https://seihinjyoho.go.jp>



5. 補助金額

【補助対象経費】補助対象機器の購入費用（税別）

- ◆ 既設機器の処分費や機器を設置する費用等は除く。 ◆ 消費税相当額は除く。
- ◆ クーポン券やポイント、プレミアム付商品券で支払った額は除く。

【補助金の額】補助対象経費の1/2の額(千円未満切り捨て)を補助金の額とし、
限度額は下記表のとおりです。

補助金の限度額	40,000 円 (例:市内に店舗はあるが市外に本店登記がある 家電量販店やホームセンターなど)
市内に本店登記を有する法人又は、市内に 住所及び事業所を有する個人事業者から購 入した場合の補助金の限度額	70,000 円 (例:個人電気店や市内に店舗も本店登記もある 事業所など)

6. 交付申請について

越谷市省エネ家電買換促進補助金交付申請書(第1号様式)に必要な事項を記入し、下記の書類を添付
のうえ、環境政策課窓口、郵送または電子申請で提出してください。

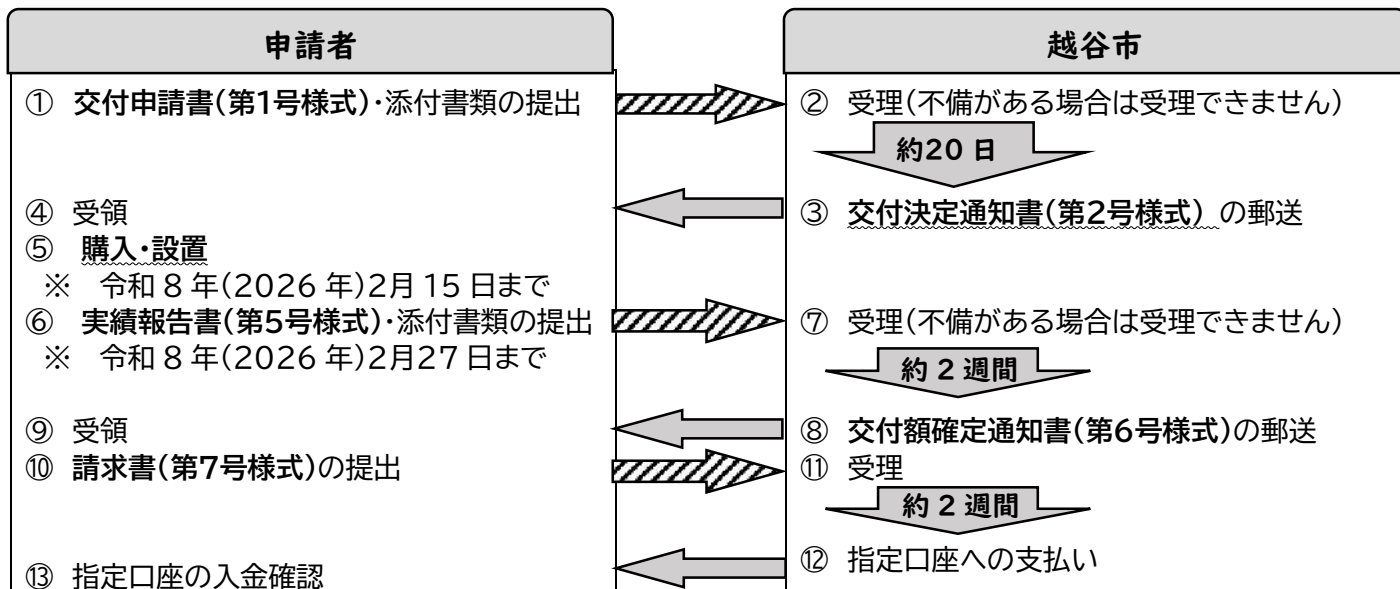
添 付 書 類

- ① 補助対象機器のメーカー、機器型番、機器設置に関する費用や販売店が
わかる見積書の写し（※原則、有効期限内のもの）
- ② 買換え前の既設機器の設置の状況が分かる写真
※ 写真は、A4 用紙に印刷いただくか、糊付けしてください。
- ③ 【代理人が申請する場合】委任状
- ④ その他市長が必要と認める書類

- ◆ 市税等の滞納がないことを要件としていることから、本市において滞納がないことを確認できない場合に
は、市税等の完納を証明する書類の提出を求めることがあります。
- ◆ ご提出いただいた書類は、返却できかねますので予めご了承ください。

7. 申請書提出後の流れ

補助対象機器は交付決定後に購入してください。交付決定前に購入した場合は対象外となります。



8. 交付決定・計画の変更について

越谷市は、申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた者を対象に、交付決定通知書(第2号様式)を郵送します。申請者は、交付決定を受けてから購入・設置に着手してください。

交付決定を受けた内容を変更・中止しようとするときは、購入・設置前に速やかに計画変更等承認申請書(第3号様式)を環境政策課窓口、郵送または電子申請で提出してください。

9. 実績報告・請求書の提出について

令和8年(2026年)2月27日(金)17:15 必着

越谷市省エネ家電買換促進補助金実績報告書(第5号様式)及び越谷市省エネ家電買換促進補助金請求書(第7号様式)に必要事項を記入し、下記の書類を添付のうえ、環境政策課窓口、郵送または、電子申請で提出してください。審査等の後、申請者が指定した金融機関の口座(申請者本人の口座に限ります。)に振り込まれます。

添 付 書 類

- ① 補助対象機器の購入等に係る領収書の写し及び費用の内訳が分かる書類 (購入金額、購入日、メーカー、機器型番、販売店名がわかるもの)
- ② 機器メーカー等が発行した省エネ家電の保証書の写し (販売店の印がなくても可)
- ③ 省エネ家電の設置の状況が分かる写真
※ 写真は、A4 用紙に印刷いただくか、糊付けしてください。
- ④ その他市長が必要と認める書類

10. 注意事項

- ◆ 報告書類を審査したうえで必要がある場合には、現地調査を行う場合等がありますので、予めご了承ください。
- ◆ 申請者は、補助金を受領し設置した補助対象機器について、設置完了から耐用年数の間、適切な管理を継続しなければなりません。やむをえない事情で処分等をおこなう場合には、あらかじめ財産処分承認申請書(第8号様式)を提出してください。

11. よくある質問

◆ 補助対象者・補助対象機器について

Q01 すでに購入または設置した機器は対象になりますか？

A01 申込前に購入または設置済みの機器については、補助の対象となりません。

Q02 買換えではなく、新規で購入する場合は対象になりますか？

A02 既設の機器からの買換えを対象としているため、新規で購入する場合は、補助の対象となりません。お引越しをご予定している方は、別途ご相談ください。

Q03 自らが居住する住宅以外に設置する場合も対象となりますか？

A03 申請書提出時点で越谷市内に住所を有し、自らが居住する住宅に設置する場合にかぎり補助の対象となります。

Q04 住宅と店舗が一緒になっている場合も対象となりますか？

A04 店舗等を兼ねている住宅に設置する場合で、居住する住宅部分に設置する場合には、補助の対象となります。

Q05 市外の事業所(ネットストア等を含む)で購入した場合は対象となりますか？

A05 越谷市内にある販売店や事業所等から購入しなかった場合は、補助の対象となりません。

Q06 エアコンと冷蔵庫の両方を申請してもいいですか？

A06 エアコンと冷蔵庫の同時申請はできません。いずれか1台のみ申請してください。

Q07 ほかの補助金でも補助を受けていますが、本補助金の対象になりますか？

A07 補助対象機器の購入・設置費用について、国や県その他の団体の補助や助成を受けている場合には、補助の対象となりません。

◆ 交付申請・実績報告などの提出書類について

Q08 申請者本人ではなく同居の家族が申請書を持参する予定ですが、委任状が必要ですか？

A08 申請者と同一の住所の方が申請に来られた場合、委任状は必要ありません。

Q09 添付する見積りの内訳書に補助対象機器以外のものも含まれているのですが、補助対象機器のみの内訳書が必要ですか？

A09 補助対象機器以外のものが含まれていても問題ありませんが、補助対象機器（メーカー、機器型番がわかるもの）に係る費用が明確にわかるものを添付してください。

Q10 申請時や報告時に添付する写真とは、どのようなものですか？

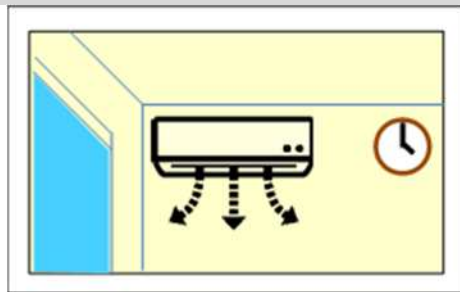
A10 申請時には、買換えを予定している既設のエアコンまたは冷蔵庫の状況がわかる写真を添付ください。

報告時には、補助対象機器の設置の状況がわかる写真を添付ください。

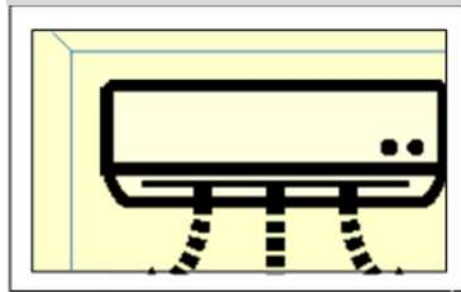
また、買換えの前後が確認できるように、家電本体だけの拡大写真は避けていただき、なるべく同じレイアウトの写真をご用意ください。

なお、写真は、A4 用紙に印刷いただくか、糊付けしてください。

【良い例】機器の周囲も見える



【悪い例】機器本体しか見えない



Q11 添付する領収書の金額に補助対象機器以外のものが含まれていても良いですか？

A11 領収書に対象設備以外のものが含まれている場合には、領収書のうち補助対象機器に係る費用がわかるように但し書きを加えてください。また、内訳書も併せて添付してください。

Q12 郵送で申請書を提出する場合に、発送日を申請日として取り扱ってもらえますか？

A12 郵送物（申請書）が市役所に届いた日付を、申請を受理した日付として取り扱います。ただし、書類に不備がある場合には受理できません。

Q13 電子申請で申請書を提出する場合に、深夜の申請についても当日の申請として取り扱ってもらえますか？

A13 電子申請で申請した場合は、17:15までの申請を当日の申請とし、17:16以降の申請は、翌日の申請として取り扱います。

◆ 購入や設置について

Q14 申請が受理されれば購入して良いのですか？

A14 購入は市から郵送される交付決定通知書が届いた後としてください。交付決定通知書の郵送は、申請書の受理から20日後程度です。交付決定前に購入している場合は、補助の対象となりません。

Q15 購入時に使用したポイントやクーポンを使用した場合は、補助金に影響しますか？

A15 販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引）やポイント等を使用した場合には、補助対象機器の費用（税別）から差し引いた額を補助対象経費とします。また、プレミアム付商品券を使用した場合も、クーポンやポイントと同様です。

Q16 購入は、分割払いでもいいですか？

A16 領収書の金額の記載が、補助対象機器の購入費用の全額ではない場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。

◆ 変更・中止の申請について

Q17 申請後に見積りや内容に変更があった場合、変更申請が必要ですか？

A17 次のいずれかに当てはまる場合は、**変更等承認申請書（第3号様式）**を提出ください。
内容に変更がある場合には、購入・設置するよりも前に**変更等承認申請書（第3号様式）**を提出するようにしてください。※但し、補助金の増額は行いません。
・補助対象機器の機種（型番）の変更 ・購入店舗の変更 ・設置場所の変更

Q18 申請後に購入を中止した場合、どのような手続きが必要ですか？

A18 **変更等承認申請書（第3号様式）**の提出が必要になります。

◆ 補助金の請求について

Q19 請求書を提出したのですが、補助金はいつ頃振り込まれますか？

A19 請求書が到着してから1ヵ月後を目安に指定の口座に振り込みをさせていただきます。
振り込み完了についてご連絡はいたしませんので、必ず振り込みがされているかご確認をお願いします。

越谷市 環境経済部 環境政策課 8:30～17:15（土日・祝日を除く）

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2-1 第三庁舎4階

TEL: 048-963-9183

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/kankyo/kankyoseisaku/kaden2025.html

